

北見市友会規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は北見市友会（以下「本会」という。）と称し、事務局を北見市役所職員福利厚生会内におく。

(目 的)

第2条 本会は会員（配偶者を含む）の親睦をはかり、相互扶助と福利厚生を増進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦をはかるため必要な事業
- (2) 会員の恩給および年金制度の改善向上の推進に関する事業
- (3) 会員の慶弔に対する金品贈呈
- (4) 北海道都市職員年金者連盟の業務に関する事業
- (5) その他本会の目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は北見市職員として勤務し、退職した者及びその遺族をもって組織する。

(会員の加入)

第5条 本会に加入しようとするときは、別に定める入会申込書に会費を添えて提出しなければならない。

(資格喪失)

第6条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (ア) 脱退
- (イ) 会費の長期滞納
- (ウ) 死亡

(本会の脱退)

第7条 本会を脱退しようとする会員は、脱退届を会長に提出しなければならない。

第3章 役員及び会議

(役 員)

第8条 本会の事業を運営するため次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名

- (4) 幹事 若干名（うち1名は事務局幹事とする）
- (5) 会計監査 2名
- 2 本会は前項の役員のほか顧問および相談役を置くことができる。
- 3 顧問および相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

（役員を選出および任期）

第9条 本会の幹事および会計監査は、役員選考委員会が選考する。

- 2 会長職は、会員の中から役員会の推薦により選出する。
- 3 副会長および幹事長は、幹事の互選とする。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 5 前項のただし書きにより再任された役員の任期は、3期を限度とする。ただし、幹事長及び事務局幹事にあっては、この限りでない。
- 6 前項の規定において、会長及び副会長の職にあっては、当該役職選任前の役職の期間は参入しない。
- 7 役員の欠員補充については、役員会が決定する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 幹事長は会務を処理する。
- (4) 幹事は本会運営の協議にあたり、会員相互の連絡をはかるとともに、分担業務を処理する。
- (5) 会計監査は業務の執行及び会計の状況を監査する。

（役員会）

第11条 役員会は会長、副会長、幹事長、会計監査及び幹事で構成し、必要に応じて随時会長が招集する。

- 2 役員会は本会の予算・決算並びに本会の目的達成に必要な事項を審議決定する。
- 3 役員会の議長は会長とする。
- 4 第17条第1項に定める北海道都市職員年金者連盟北見支部の役員は、当役員会に出席し意見を述べるができる。

（議 決）

第12条 役員の議決はすべて出席者の過半数によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第4章 会 計

（収 入）

第13条 本会の事業遂行に要する経費は、会費、交付金、助成金その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第14条 本会の会費は、年額1,500円とし、2月末まで納入するものとする。ただし、遺族年金受給者については、年額1,000円とする。

2 諸行事等の開催における参加会員の負担金の徴収については、役員会の議決を経て徴収することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する。

第5章 北海道都市職員年金者連盟に関する事項

(北見支部)

第16条 北海道都市職員年金者連盟北見支部（以下「支部」という。）に関することは本会が行う。

(支部役員)

第17条 支部の役員は、支部長、副支部長及び代議員とし、支部会員の中から会長が指名する。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6章 補 則

(委任)

第18条 本会の事業を実施するために必要な細則については、役員会において別に定める。

慶弔等に対する金品贈呈細則

(目 的)

第1条 北見市友会規約第3条第3号に規定する会員の慶弔に対する金品の贈呈については、この細則の定めるところによる。

(慶祝記念品)

第2条 会員が次の各号の1に該当する年齢に達したときは記念品を贈呈する。

(1) 喜寿の祝 (77歳)

(2) 米寿の祝 (88歳)

(3) 白寿の祝 (99歳)

(弔慰金)

第3条 会員が死亡したときは、その遺族に対して慰霊金として1万円を贈り会旗を掲示する。

2 前項の場合において会旗を掲示することが困難な場合には弔電を贈ることができる。

3 会員の配偶者が死亡したときは弔電を贈ることができる。

役員選考委員会規程

1. 規約第9条第1項に規定する役員選考委員会委員は、次により選出するものとする。
2. 役員選考委員は若干名とし、会員の退職年次を考慮して事務局が選出する。ただし、委員若干名のうち1名は幹事長とする。